

要配慮者利用施設における

避難確保計画作成要領

～作成準備編～

令和6年9月

豊田市

【はじめに】

平成29年6月に水防法と土砂災害防止法が改正され、洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にあり、市町村の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）の作成、訓練の実施が義務として課されることとなりました。

本資料は、「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成・活用の手引き」（令和4年3月、国土交通省水管理・国土保全局）に準拠して、豊田市のハザードマップ情報や避難情報等を反映し、避難確保計画を作成しやすいように整理したものです。

●国土交通省HP

1 要配慮者利用施設の浸水対策

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

2 避難確保計画の作成・活用の手引き(令和4年3月)

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/tebiki.pdf>

3 様式編（ひな形）

（1）社会福祉施設

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/youshiki_syakaihukushisisetu.xlsx

（2）学校施設

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/youshiki_gakkou.xlsx

（3）医療施設

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/youshiki_iryousisetsu.xlsx

※1 内閣府（防災）のホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）」

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/

※2 内閣府（防災）のホームページ「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」

<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>

目次

- ① 施設周辺のリスクを知る・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1～p3
- ② 避難場所を選ぶ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p4
- ③ 避難の方法を考える・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p5～p7
- ④ 避難経路を考える・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p8
- ⑤ 避難に関わる気象情報・洪水情報を知る・・・・・・・・・・ p9～p11
- ⑥ 避難のタイミングを考える・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p12～p16
- ⑦ 大雨時の気象、河川の状況を調べる・・・・・・・・・・ p17～p18

① 施設周辺のリスクを知る ～洪水の場合～

- 施設が浸水想定区域内に位置しているか、どの程度の浸水深となるかを、洪水ハザードマップ等により確認してください。

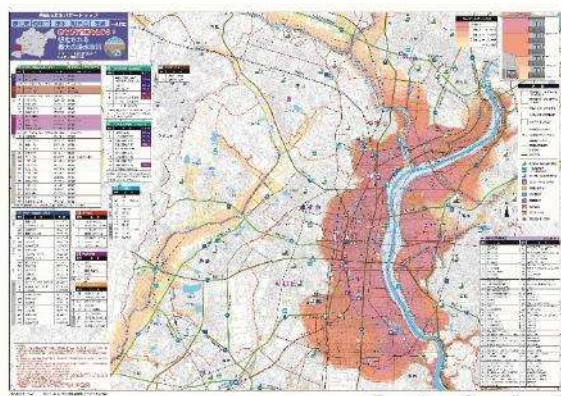
1 洪水ハザードマップ

- (1) 市内各支所、交流館に該当する地区のハザードマップを配架しています。また、防災対策課（豊田市役所南庁舎4階）には、全地区のハザードマップを配架しています。
- (2) 豊田市のホームページでも洪水ハザードマップをご確認いただけます。
- (3) 洪水ハザードマップには、避難場所の情報や避難行動の判断フロー等、避難の際に役立つ様々な情報を掲載しています。避難確保計画作成に役立つと思われるので、ぜひご覧ください。

2 浸水想定区域等の最新情報

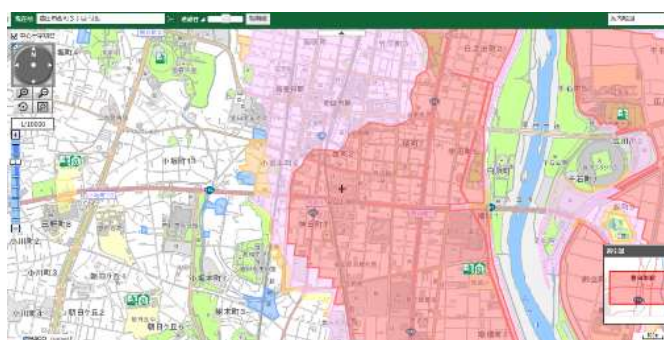
(1) 豊田市洪水ハザードマップの確認方法

豊田市トップページ→「避難所・防災マップ（ハザードマップ）」→「各種ハザードマップ」→「豊田市洪水ハザードマップ」をクリックしてください。



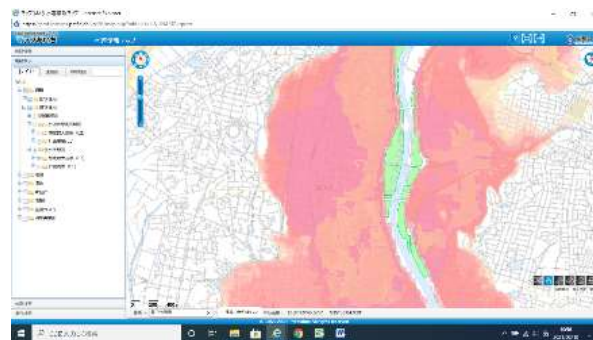
(2) とよたiマップの確認方法

豊田市トップページ→「とよたiマップ」をクリック→「防災マップ」をクリック→知りたい住所を入力し「浸水想定区域」をクリックしてください。



(3) マップあいちでの確認方法

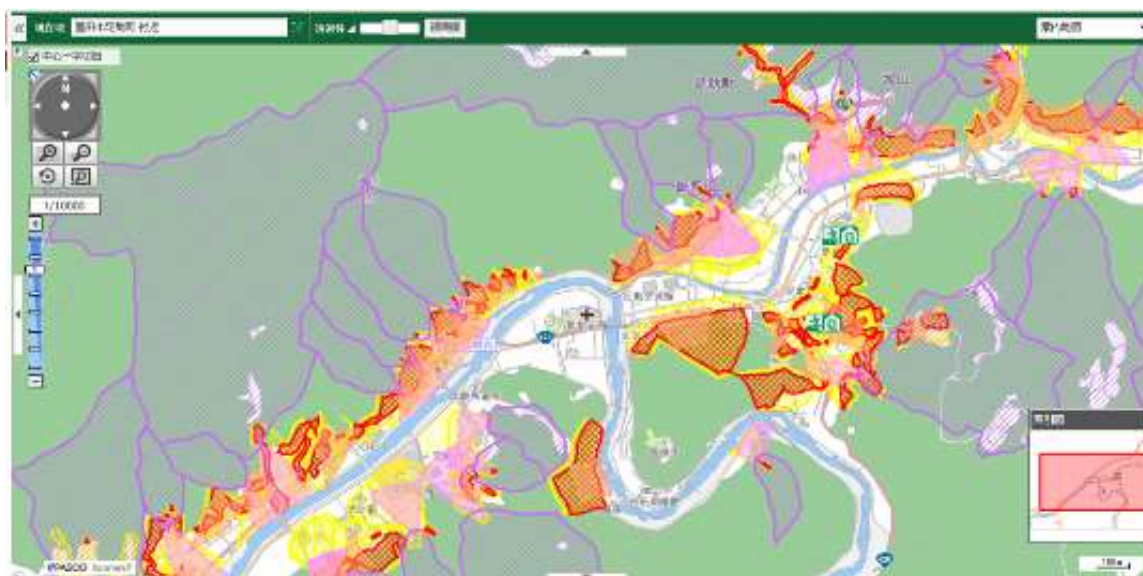
マップあいち トップページ → 「くらし・安全」をクリック→「水害情報マップ」をクリック→水害情報マップが開くので、住所等から確認してください。



① 施設周辺のリスクを知る ～土砂災害の場合～

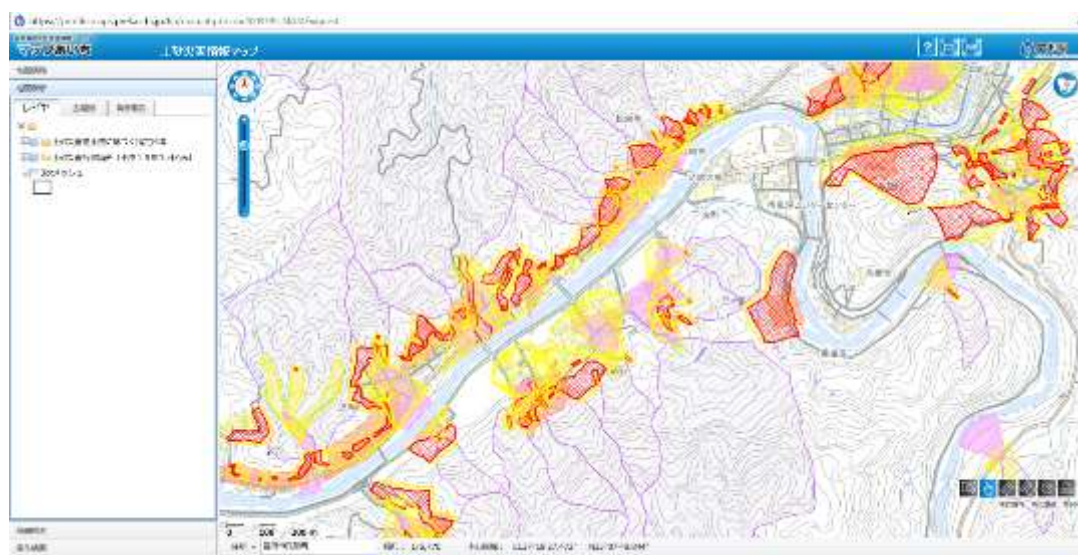
- 施設が土砂災害警戒区域内に位置しているかを、ハザードマップ等により確認してください。

(1) とよた i マップの確認方法



豊田市トップページ→「とよた i マップ」をクリック→「防災マップ」をクリック→知りたい住所を入力し、クリックしてください。

(2) マップあいち、土砂災害情報マップの確認方法



マップあいち トップページ → 「暮らし・安全」をクリック→「土砂災害情報マップ」をクリック→土砂災害情報マップが開くので、住所等から確認してください。

① 施設周辺のリスクを知る ～避難確保計画作成の必要性～

●施設が以下の条件にある場合は、避難確保計画を作成してください。

【洪水】施設の浸水深が0.5m以上（床上浸水以上）となる場合、施設が（浸水深0.5m未満でも）「家屋等倒壊危険氾濫想定区域」にある場合。

【土砂災害】施設が「土砂災害警戒区域」にある場合。

※浸水深が0.5m未満であっても、避難場所の位置や避難情報の入手方法等を確認しておく、いざという時に役に立ちます。

※土砂災害は発生の予測などが難しい災害なので施設が土砂災害警戒区域内ではなくても、すぐ近くにある場合等は、避難場所の位置や避難情報の入手方法等を確認し、万が一に備えておくことが大事です。

施設は以下の河川の**洪水浸水想定区域内**にあり、
想定浸水深が**0.5m以上**であるため、
避難確保計画の作成が必要。

■ 3m以上～5m未満
氾濫流、河岸浸食想定区域：無し

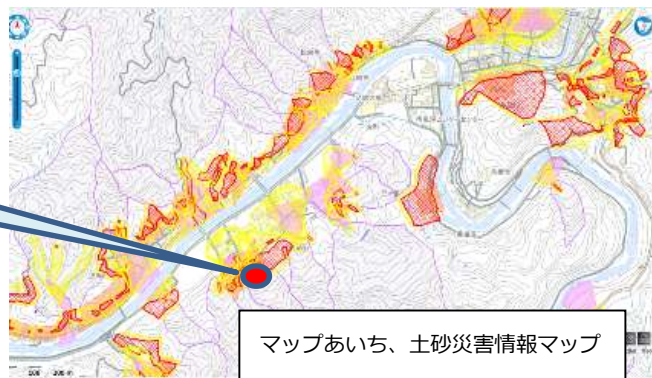


施設は浸水が想定されていない区域にあるが、
家屋等倒壊危険氾濫想定区域内にあるため、
避難確保計画の作成が必要。

洪水浸水想定区域：なし
氾濫流想定区域：区域外
家屋等倒壊危険氾濫想定区域：**区域内**



施設は**土砂災害警戒区域内**にあるため、
避難確保計画の作成が必要。



②避難場所を選ぶ

- 施設に関わるリスクを把握したら、リスクに対応した避難場所を選んでください。

1 避難場所を選ぶときの注意

(1) リスクに応じた避難場所を選ぶ。

近所に小学校や中学校があったとしても、その学校が洪水や土砂災害により被害を受ける危険性がある場合は、洪水や土砂災害時の避難場所に指定していません。選んだ場所が、洪水時や土砂災害時の避難場所として指定されているか、確認しましょう。

施設名	住所	電話番号	避難スペース
4 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
5 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
6 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
7 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
8 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
9 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
10 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
11 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
12 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
13 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
14 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
15 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
16 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
17 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
18 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
19 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
20 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
21 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
22 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
23 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
24 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
25 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館
26 南中学校	〒111-0115 東京都台東区南	03-4610-1115	体育館

【校舎③（浸水）】
2 階まで浸水するため、3 階以上への避難が必要。

【北校舎、南校舎②（土砂）】
土砂災害のため北校舎か、南校舎の 2 階以上に避難が必要
※北校舎は 1 階から利用可能

(2) 避難場所は、“浸水想定区域・土砂災害警戒区域外の系列施設及び同種類似施設”、最寄りの“指定緊急避難場所”から選ぶのが基本です。系列施設及び同種類似施設の設定が難しい場合は、“指定緊急避難場所”としてください。

2 指定緊急避難場所兼指定避難所

- ・指定緊急避難場所については災害から身を守るため緊急的に避難する施設です。災害の種類ごと（風水害、地震災害）に指定しています。
- ・指定避難所については、災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった被災者等が一時的に滞在する指定避難所を兼ねています（市立中学校体育館など）。

(1) 適切な「指定緊急避難場所」が無い場合

近隣に適切な「指定緊急避難場所」が無い場合は、なるべく浸水区域外の安全な場所や建物に避難しましょう。その場合、建物の管理者等とあらかじめよく話し合い、協力関係を作っておくことが重要です。

(2) 福祉避難所について

福祉避難所は、大規模な自然災害が発生した場合に、地区対策班（交流館）に設置される福祉避難スペースでの避難生活が困難な要配慮者のために、日常生活上の生活支援等の体制が整った避難所として、災害発生後に開設するものです。

自己判断での直接避難ができない避難所です。

③避難の方法を考える ～洪水～

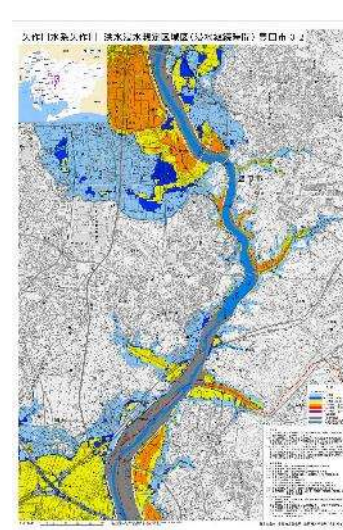
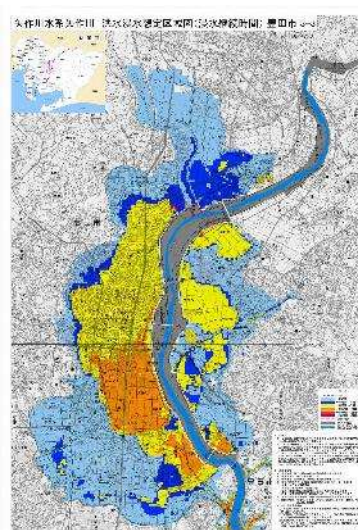
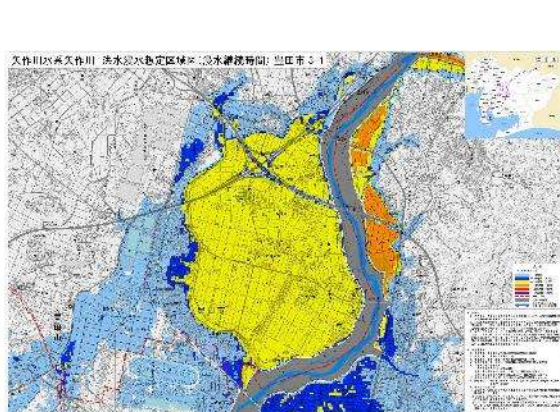
- 避難の方法には、安全な避難場所に早めに移動する「立ち退き避難（水平避難）」と、建物の上階に移動する「垂直避難」などがあります。豊田市としては、市民の命を第一に考え、早めの水平避難を推奨していますが、状況に応じた避難ができるように、複数の避難方法を考えておきましょう。

1 安全な避難場所に避難

- (1) 施設から、「②避難場所を選ぶ」で選んだ指定避難場所等の安全な場所に早めに避難しましょう。
- (2) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域外にある系列施設及び同種類似施設も、避難場所として検討してください。

2 建物の上階等に避難

- (1) 移動に伴うリスクが高く、避難に要する時間を十分に確保できない場合は、想定浸水深よりも高い上階などに移動する（垂直避難）など、状況に応じて安全を確保することが重要です。
- (2) 想定浸水深に対して施設の階数が不足する場合は、近くの安全な場所や高い建物等への避難を考えてください。この場合、建物の管理者等と予めよく話し合い、協力関係を作ることが重要です。
- (3) 浸水時間によっては、建物の上階に簡易トイレ、食料などの災害備蓄品など、避難生活に必要なものを備えておくことも重要です。
- (4) 「矢作川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）豊田市 3-1～3-3」の確認方法
豊橋河川事務所トップページ→「矢作川」をクリック→「防災 ●洪水浸水想定区域図」をクリック→「浸水継続時間」をクリック



③避難の方法を考える

3 避難方法検討の注意点

以下のような場所に立地する場合は、建物内に留まることは危険なので、早めに安全な場所へ避難してください。

(1) 施設の上階が、浸水した場合に想定される水深より低い場合

施設の上階が想定浸水深よりも低い場合は、早めに立退き避難を行う必要があります。

(2) 施設が家屋倒壊等浸水想定区域（氾濫流、河岸浸食）に位置する場合

氾濫流：流速が早く、木造家屋が倒壊する恐れのある区域

河岸浸食：洪水時に地面が削られる恐れのある区域

※氾濫流、河岸浸食の範囲は、洪水ハザードマップ、マップあいちでも確認できます。

【氾濫流による被害】



H12.6 東海豪雨【豊田スタジアム付近】



H12.6 東海豪雨【藤沢町地内】



図 1-4 球磨川水系球磨川の被害状況（熊本県球磨村）

【出典：令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会 第1回資料】

③避難の方法を考える ～土砂災害～

- 避難の方法には、安全な避難場所に早めに移動する「立ち退き避難（水平避難）」と、建物の上階に移動する「垂直避難」があります。豊田市としては命を守る観点より、早めの避難行動を推奨していますが、逃げ遅れた場合などを想定し、状況に応じた避難ができるように、複数の避難方法を考えておきましょう。

4 避難方法検討の注意点

- ◆以下のような場所に立地する場合は、建物内にとどまることは危険なので、早めに安全な場所へ避難してください。「立ち退き避難（水平避難）」が基本です。

（１）施設が土砂災害警戒区域等に位置する場合

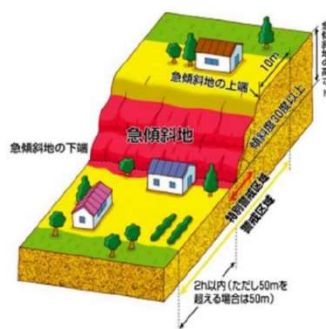
土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域

土砂災害特別警戒区域：警戒区域のうち土砂災害が発生した場合に建物が破壊され、住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域。

（２）土砂災害の種類

急傾斜地の崩壊

傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



(a)急傾斜地の崩壊

土石流

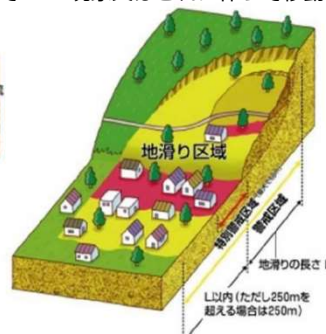
山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



(b)土石流

地すべり

土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



(c)地すべり

※出典：要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難保護計画作成の手引き(国土交通省水管理課・国土保全局)



福島県白河市築木平
平成23年3月11日発生 死者13名

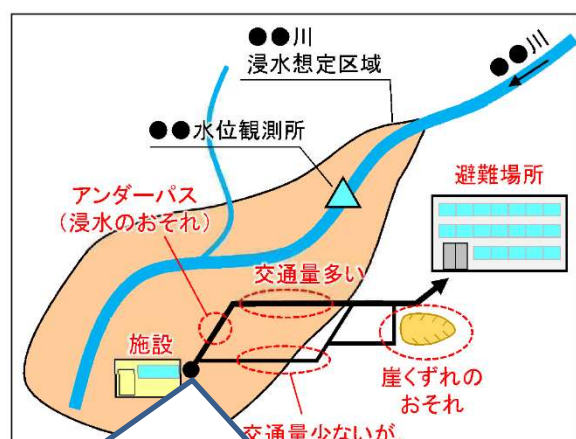


山口県防府市
平成21年7月発生 死者7名(災害時要配慮者)

④避難経路を考える

- 施設から避難場所まで、速やかに移動できるように、予め避難経路を考えておきましょう。その際、避難経路上のリスクを調べ、状況に応じて安全に避難できるように、複数の避難経路を考えておきましょう。

1 避難経路図作成のイメージ



◆避難経路上にある様々なリスクを、各種ハザードマップ等により予め把握しておき、状況に応じて経路を変えて避難できるように複数の避難経路を考えておきましょう。

- ・アンダーパス等の浸水の危険がある場所
- ・土砂災害のおそれがある箇所
- ・交通量が多く渋滞のおそれがある道路
- ・悪路で悪天候時の通行が危険と思われる道路等

◆地域の自治会等と連携、情報提供を依頼して、地域の人々しか知らないような災害時の危険な場所等の情報を、避難経路図に反映することも重要です。



避難経路図に記載する情報

施設の位置、避難場所、
施設から避難場所までの避難経路、
施設周辺のハザード等

2 避難経路図作成の基になる地図

- (1) 基になる地図は、特に指定はありません。

とよたiマップや、道路地図等の紙地図を避難経路図の作成に使用することも可能です。

- (2) 印刷して、避難経路や注意事項を手書きして、切り貼りして使用しても構いません。



⑤避難に関わる気象情報・洪水情報を知る

- 気象庁が発表する各種気象情報や、洪水に関する情報を入手し、避難の判断に役立てましょう。

1 気象庁が発表する洪水に関する警報・注意報

警報・注意報の種類	発表基準
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。

※気象業務法に基づく特別警報には、洪水に関する特別警報は定められていません。

2 気象庁が発表する土砂災害に関する警報・注意報

警報・注意報の種類	発表基準
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。
大雨警報（土砂災害）	大雨による重大な土砂災害が発生するおそれがあると予想したとき。
大雨特別警報（土砂災害）	大雨による重大な土砂災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。

3 都道府県と気象庁が共同で発表する情報 （土砂災害警戒情報）

情報の種類	発表基準	市町村・住民に求められる行動
●●市 （町・村） 土砂災害警戒 情報	「過去の重大な土砂災害の発生時に匹敵する極めて危険な状況となり、この段階では命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない」という基準を設定し、避難に係る時間を考慮して2時間先までに基準に到達すると予測されたときに発表	市町村：避難指示の発令 住民：避難の実施

- ◆気象庁が発表する洪水や土砂災害に関する情報、土砂災害警戒情報は、気象庁ホームページで確認できます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

- ◆気象庁が発表する警報・注意報については、以下で各地の発表基準が確認できます。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>

- ◆土砂災害（危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/zoom:11/lat:35.142933/lon:137.194519/colordepth:normal>

⑤避難に関わる気象情報・洪水情報を知る ～洪水～

- 気象情報や、豊田市が発令する避難情報を入手し、避難の判断に役立てましょう。

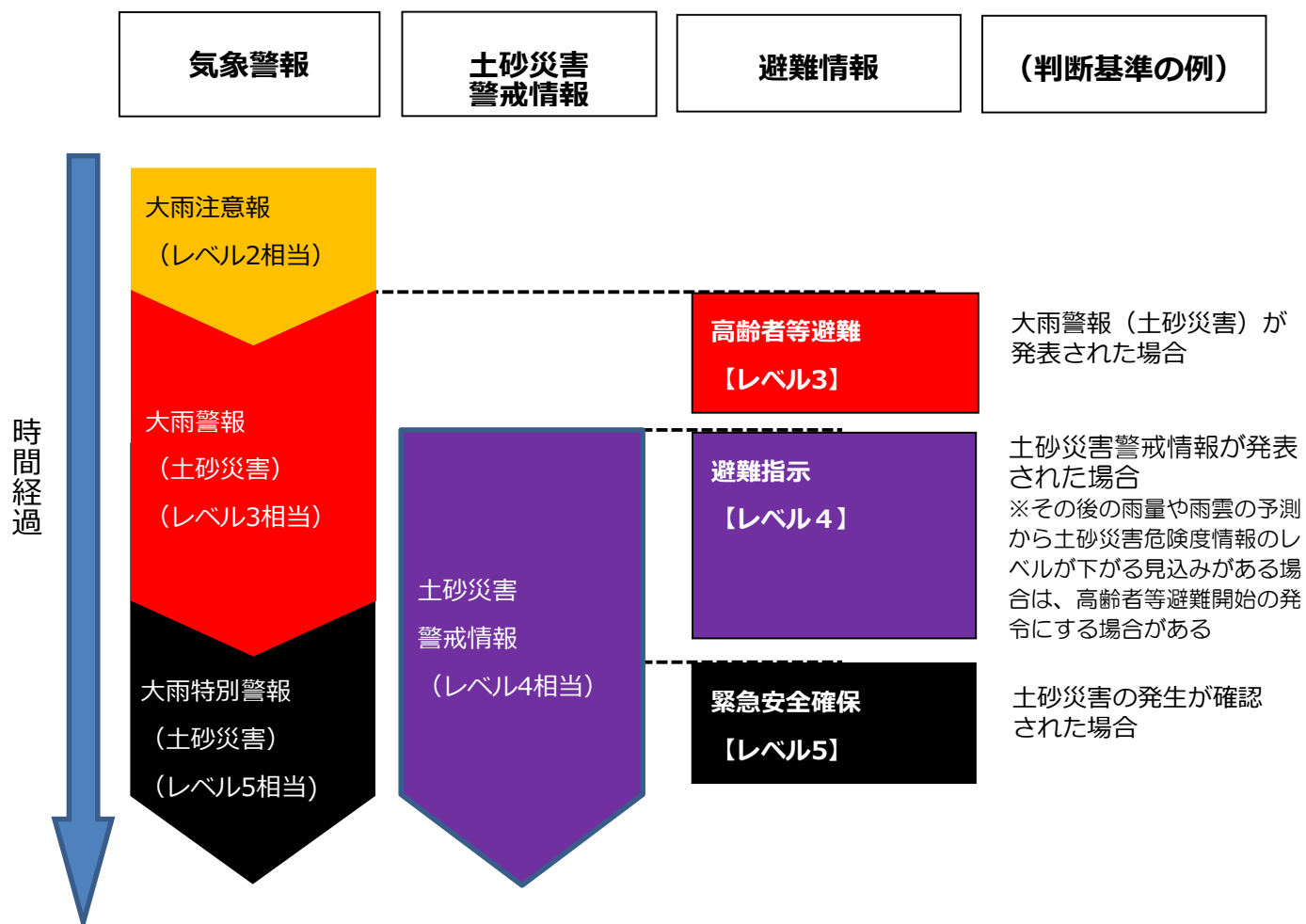
4 避難情報の発令基準と取るべき行動等

警戒レベル	とるべき避難行動等	避難情報 (豊田市が発令)	参考となる気象情報の例 (気象庁、愛知県などが発表)
警戒レベル 5	既に <u>災害が発生</u> している状況です。 <u>命を守るための最善の行動</u> をとりましよう。	緊急安全確保	大雨特別警報 氾濫発生情報 など
警戒レベル 4	<u>速やかに避難先へ避難</u> しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 など
警戒レベル 3	<u>避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者</u> は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難	洪水警報 氾濫警戒情報 など
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <u>避難行動を確認</u> しましょう。	発令なし	大雨注意報 洪水注意報 など
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	発令なし	早期注意情報

⑤避難に関わる気象情報・洪水情報を知る ～土砂災害～

- 気象庁が発表する各種気象情報や、土砂災害に関する情報を入手し、避難の判断に役立てましょう。

5 避難情報の発令基準



6 避難のタイミング

- (1) 施設が所在する地域に発令される避難情報を確認し、避難のタイミングを決めてください。
- (2) 土砂災害は予測が難しく、ひとたび発生すると建物を破壊し、多大な被害が発生することから、早期に立ち退き避難が実施できるように、避難のタイミングを決めてください。
- (3) 洪水、土砂災害ともに、避難所の開設状況を豊田市ホームページ等で確認し、避難を開始してください。
- (4) 避難情報は、河川の水位情報や土砂災害の危険度情報、今後の雨の見込み等から総合的に判断し、発令します。緊急速報メールや防災ラジオ、豊田市ホームページ等で、避難情報の発令状況をご確認ください。

⑥避難のタイミングを考える ～洪水～

●豊田市から発令される避難情報の種類や入手方法を整理し、避難のタイミングを考えましょう。

1 避難情報

◆以下の避難情報は豊田市が発令し、様々な媒体を通じて伝達します。

高齢者等避難【警戒レベル3】

災害が発生する危険性が高まることが予想される状況。お年寄りや体の不自由な方など、避難に時間を要する方は避難を開始。

避難指示【警戒レベル4】

災害が発生する危険性が極めて高い状況。危険な場所からただちに避難。

緊急安全確保【警戒レベル5】

すでに災害が発生した状況。まだ避難していない人は、ただちに命を守るための最善の行動を。

【情報入手方法】

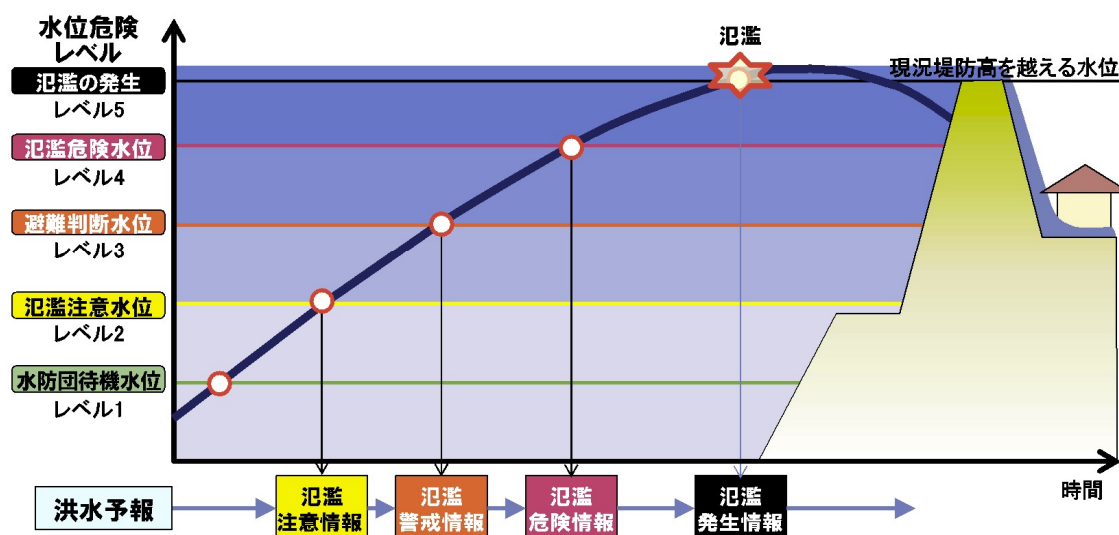
- ・緊急メールとよた・エリアメール※1
- ・テレビ、ラジオ放送
- ・エフエムとよた、ひまわりネットワーク
- ・広報車等※2
- ・インターネット（豊田市等のHP）

※1 避難情報、発令範囲が配信されます。受信可能な状態になっているか、携帯電話の設定をご確認ください。内容をよく確認し、必要に応じて豊田市HP等で情報を確認してください。

※2 広報車等により関係区域を巡回して伝達します。

2 避難情報の発令範囲 ～洪水時～

（1）国土交通省または都道府県と気象庁が共同で発表する洪水予報・水位到達情報



⑥避難のタイミングを考える ～洪水～

（２）避難情報の発令基準

避難情報	避難情報の発令基準
高齢者等避難	・基準水位観測所の水位が「避難判断水位（レベル3水位）」に達し、今後の水位が「氾濫危険水位（レベル4水位）」に達すると見込まれるとき。 ・「氾濫警戒情報（経過レベル3相当情報〔洪水〕）」や河川管理者からの情報により、今後水位が上昇し、「氾濫危険水位（レベル4水位）」に達すると見込まれるとき。
避難指示	・基準水位観測所の水位が「氾濫危険水位（レベル4水位）」に達し、今後水位の上昇が見込まれるとき。 ・「氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）」や、河川管理者からの情報により、今後の水位の上昇が見込まれるとき。 ・水位計の水位が「堤防天端高」に達することが見込まれるとき。 ・河川管理者等からの情報により、水位が「堤防天端高」に達することが見込まれるとき。
緊急安全確保	・「氾濫発生情報（警戒レベル5相当〔洪水〕）」や河川管理者等からの情報により、堤防の決壊や越水・溢水の発生が把握できたとき。

⑥避難のタイミングを考える ～土砂災害～

- 豊田市から発令される避難情報の種類や入手方法を整理し、避難のタイミングを考えましょう。

3 避難情報の発令基準 ～土砂災害時～

(1) 土砂災害に対する避難情報は、下表のとおり発表される。

種別	項目	基準
高齢者等避難	土砂災害危険度情報 大雨情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状態で、土砂災害危険度情報がレベル1
	水防体制指標 大雨警報	17時の時点で、大雨警報（土砂災害）が発表されている状態で、18時から翌日6時までの時間帯において、水防体制指標がレベル4以上
	現地情報	—
避難指示	土砂災害危険度情報 大雨情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状態で、土砂災害危険度情報がレベル2～3
	土砂災害警戒情報	土砂災害警戒情報が発表された場合 ※その後の雨量や雨雲の予測から土砂災害危険度情報のレベルが下がる見込みがある場合は、避難準備・高齢者等避難開始の発令にする場合がある
	記録的短時間大雨情報 大雨警報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状態で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
	現地情報	土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
	土砂災害危険度情報 大雨情報	土砂災害警戒情報が発表されている状態で、土砂災害危険度情報がレベル4
	記録的短時間大雨情報 土砂災害警戒情報	土砂災害警戒情報が発表されている状態で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
	現地情報	土砂災害が発生した場合、山鳴り・流木の流出の発生が確認された場合
解除		土砂災害警戒情報が解除された段階

⑥避難のタイミングを考える ～土砂災害～

4 避難情報の発令範囲～土砂災害時～

(1) 避難情報の発令範囲は、各中学校区単位での発令となります。

※土砂災害の心配がある場合は、避難情報を参考にして避難行動を検討してください。



「愛知県土砂災害防災情報」では、メッシュ単位の土砂災害危険度情報が確認できます。施設があるメッシュの色の変化に注意し、避難判断の参考に利用してください。

⑥避難のタイミングを考える

- 豊田市から発令される避難情報の種類や入手方法を整理し、避難のタイミングを考えましょう。

5 緊急メールとよた

- (1) 緊急メールとよたは、下の例のように発令範囲を表します。
- (2) 緊急メールとよたを受信した場合は、発令範囲や避難所の開設状況等を豊田市HP等で確認してください。
- (3) 避難情報(発令範囲や避難所開設状況)や気象情報等は、自ら確認することが重要です。

避難情報の伝達内容（水害例）

■【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文

こちらは、豊田市（災害対策本部）です。

〇〇からの大雨により、

△△川の水位が上昇し、今後、浸水が始まるおそれがあります。

このため、〇〇日〇〇時〇〇分に、□□町（△△地区）に対して【警戒レベル3】高齢者等避難を出しました。

お年寄りの方など、避難に時間のかかる方は、直ちに（開設した緊急避難場所）へ避難をしてください。
避難の際には、周りの状況をよく確かめて、気をつけて避難をしてください。

その他の方も避難の準備を始めてください。

■【警戒レベル4】避難指示の伝達文

こちらは、豊田市（災害対策本部）です。

〇〇からの大雨により、

△△川の水位が上昇し、今後、床下浸水が始まるおそれがあります。

このため、〇〇日〇〇時〇〇分に、□□町（△△地区）に対して【警戒レベル4】避難指示を出しました。

付近の住民の方は、直ちに（開設した緊急避難場所）へ避難をしてください。

避難の際には、周りの状況をよく確かめて、気をつけて避難をしてください。

（なお、浸水により××道路は通行できません。）

■【緊急レベル5】緊急安全確保の伝達文

こちらは、豊田市（災害対策本部）です。

〇〇からの大雨により、

△△川の水位が上昇し、床上浸水にいたるおそれがあります。

このため、〇〇日〇〇時〇〇分に、□□町（△△地区）に対して【緊急レベル5】緊急安全確保を出しました。

付近の住民の方は、直ちに（開設した緊急避難場所）への避難を完了してください。

十分な時間のない方は、近くの高層建物に避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。避難の際には、周りの状況をよく確かめて、気をつけて避難をしてください。

（なお、浸水により××道路は通行できません。□□の方へ迂回して避難してください。）

⑦大雨時の気象、河川の状況を調べる

●気象庁や河川管理者から、気象（雨量等）や河川（水位等）の情報が、インターネットでリアルタイムに確認することができます。大雨の際に、避難の判断等の参考にしてください。

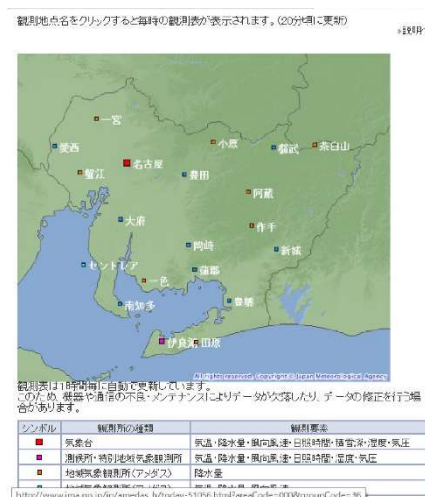
1 気象情報

◆気象庁HPでは、“雨雲の動き”や“今後の降雨”、土砂災害や浸水害・洪水に関する“災害危険度情報”等を確認できます。また、現在発表されている気象警報・注意報、アメダスによる雨量等の気象観測情報等の確認もできます。

<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>



【アメダス（降水量）】



【雨雲の動き】



【今後の雨】



【危険度分布】



- ◆気象庁HPでは、これら以外にも様々な情報を得ることができます（気象注意報・警報等）
- ◆気象庁HPでどのような情報が得られるのか、平時から定期的に確認しておきましょう。

⑦大雨時の気象、河川の状況を調べる

2 川の水位に関する情報

(1) 「国土交通省川の防災情報」では、川の水位をリアルタイムに確認できます。

<https://www.river.go.jp/portal/#80>

(2) 施設近くの水位観測所を調べ、大雨時の水位の状況を見て避難の判断の参考にしましょう

(3) 「川の防災情報」では、水位の他に河川の監視カメラ映像や降雨の状況も見ることができます



クリック!



3 河川名と基準水位観測所

◆河川名と対応する水位観測所の水位を確認し、避難の判断の参考にしてください。

河川名	観測所名	出水時の 通常水位	堤防高	避難準備・高齢者等 高齢者等避難	避難指示	解除
矢作川	小 渡	0.28 m	—	—	—	4.00 mを下回った場合
	猿 投	1.10 m	—	5.00 m	6.00 m	5.00 mを下回った場合
	高 橋	-1.59 m	8.60 m	5.90 m (避難判断水位)	6.80 m (氾濫危険水位)	7.22 m (計画高水位)
	岩 津	0.21 m	11.20 m	7.80 m (避難判断水位)	8.50 m (氾濫危険水位)	10.89 m (計画高水位)
	矢作ダム	—	—	ダム操作に関する重 要情報	異常洪水時防災操作 に関する事前通知	異常洪水時防災操作 開始の通知
籠川	京 町	0.28 m	6.00 m	2.65 m (避難判断水位)	2.95 m (氾濫危険水位)	・ 異常な漏水、亀 裂、すべりの発生 ・ 決壊や越水の発生
逢妻女川	千 足	0.12 m	3.30 m	1.90 m (避難判断水位)	2.20 m (氾濫危険水位)	2.65 mを下回った場合 1.90 mを下回った場合

4 避難の判断

◆避難情報は、川の水位情報や土砂災害の危険度情報、今後の雨の見込み等から総合的に判断し、発令します。

◆大雨の際に、降雨や水位に関する情報を自ら収集し、その推移を確認することで、早期の避難行動の実施に役に立つと考えられます。

※避難情報発令の判断には、表以外の水位計も活用します。

※「川の防災情報」では、表以外の様々な水位計のデータも確認可能ですので、避難の判断等の参考にしてください。